

マイケル・ウォルツァーの介入論の研究を通じた jus ad vim の再考

矢 持 力

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻

〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿は、マイケル・ウォルツァーが提案した、武力行使全般を取り扱う新たな正戦論の枠組みである「jus ad vim (武力への正義)」について論ずる。ウォルツァーは、jus ad vim に合致した武力行使の例と考えられている 2011 年の国際社会によるリビアへの武力介入に、jus ad vim に言及することもなく反対した。本論文では、ウォルツァーの人道的介入論を辿ることで、jus ad vim を提案しつつリビア介入に反対するウォルツァーの矛盾した姿勢の原因を明らかにすることを試みる。

過去に人道的介入に批判的であったウォルツァーは、1990 年代以降の人道的危機事態の急増により、介入を積極的に肯定するようになる。一方で彼は、介入が共同体および人民の権利の防衛を目的とすべきであり、また文化的・地理的に近い国が介入すべきであるという意見を一貫して保っており、これらの観点からリビア介入を批判する。彼の介入論の一環である jus ad vim にはこれらの政治的意見が前提にあることが明らかであるため、リビア介入に対する彼の態度は矛盾していなかったといえる。

はじめに

ある地域において、大量虐殺や強制追放、集団的な飢饉等の非人道的事態が発生し、当該地域を支配する政府がそれらをもたらしている主体である、あるいは対処する意志や能力がない場合に、他国による干渉がなされることがある。こうした対応は「人道的介入 (humanitarian intervention)¹⁾」と呼ばれ、対処すべき非人道的事態があまりに凄惨なものである場合は、武力が行使される²⁾。正しい戦争を判別する理論である正戦論 (just war theory)³⁾ は、これまで国家間の戦争における武力行使のルールを規定してきたが、今日、武力行使の主流となっている人道的介入には十分に対応できていない。そこで、正戦論の代表的論客である政治哲学者マイケル・ウォルツァーは、正戦論が時代に適合していないことを憂慮し、2006 年の論文「体制転換と正戦」において、「jus ad vim

(武力への正義)」という新たな正戦論の枠組みを提示した。同論文においてウォルツァーは、この新たな枠組みによって、人道的介入と体制転換における「戦争に及ばない武力 (force-short-of-war)」の行使の正当化を試みる。「戦争に及ばない武力」は、経済封鎖や査察体制、飛行禁止区域の設定といった「戦争に及ばない措置 (measures short of war)」を後援する手段としての戦闘機や軍艦の配置などの限定的な武力の行使を指す⁴⁾。

2011 年、リビアにおいて反政府運動が激化したことを受けて、カダフィ政権率いるリビア政府軍は反体制派に対して空爆を行い、リビアは内戦に突入した。これに対し、国連安全保障理事会は 2011 年 3 月 17 日に安保理決議 1973 を採択し、リビアにおける文民の保護と停戦の確立をリビア政府に要求した。本決議により、リビア上空への飛行禁止区域の設定、武器の禁輸、経済制裁と、「外国勢力による占領」を除くあらゆる措置を加盟国が講じることが許可された⁵⁾。決議の二日後、

フランスがリビアへの軍事介入を宣言し、米英仏を中心とした多国籍軍による介入が実行に移された。

ダニエル・ブルンステッターは、2011年のリビア介入は *jus ad vim* の必要性を示す事例であると主張する⁶⁾。リビアにおける非人道的事態に対し、安保理決議 1973 で決定された対応策は、ウォルツァーが *jus ad vim* で「戦争に及ばない措置」および「戦争に及ばない武力」として語る方策とほぼ一致しているため、リビア介入は *jus ad vim* の試金石となる事例であったといえるだろう。しかしウォルツァーは、「戦争に及ばない武力」および *jus ad vim* に言及することもないまま、国際社会によるリビアへの介入そのものを批判したのである。彼は、リビア介入が不正である理由として、介入の目的が不明確であること、介入にアラブ圏の明確な支持がないこと、国連安保理における反対がロシアと中国に留まらなかったことの三点を挙げる⁷⁾。なぜウォルツァーは、自身が支持していた「戦争に及ばない武力」のことを問うこともなく、政治的観点のみからリビア介入に反対したのか。

ウォルツァーの介入論を取り扱う主要な先行研究であるブライアン・オレンド (2000)⁸⁾ とテリー・ナーディン (2013)⁹⁾、デイヴィッド・ミラー (2014)¹⁰⁾ はいずれも「戦争に及ばない武力」や *jus ad vim* に言及していない。Jus ad vim を体系的に考察した研究は、ブルンステッター & ブラウン (2013) がほぼ唯一のものであると思われるが、彼らは、*jus ad vim* の議論が本来取り扱うべき「人道的介入と体制転換」というテーマについては議論せずに保留している¹¹⁾。本論文では、ウォルツァーの介入論を辿ることで *jus ad vim* の根底にある思想を探り、これまで考察されなかったウォルツァーのリビア介入への政治的意見と *jus ad vim* との関係を明らかにし、ウォルツァーのリビア介入批判の根拠を提示する。

本論文の構成は以下の通りである。第一章では人道的介入と正戦論に関する説明を行い、人道的介入の倫理的議論における *jus ad vim* の特異な立場を明らかにする。次に第二章でウォルツァーの提案した *jus ad vim* の枠組みと、その枠組みをめ

ぐる今日の議論を概観する。第三章ではウォルツァーの思想と正戦論の特徴を明らかにした上で、ウォルツァーの介入論の変遷を精査し、そこにある一貫性をあぶり出す。その上で、*jus ad vim* の根底にある思想を明らかにし、再度、リビア介入に対するウォルツァーの反対意見を検証する。最後に、終章で *jus ad vim* の問題点と今後の展望を確認することで、本論文を結論づける。

1. 人道的介入と正戦論

本章ではまず人道的介入の歴史を辿り、人道的介入における武力行使の法的・倫理的議論を検討する。その後、正戦論の説明を行い、人道的介入の倫理的基盤として正戦論が具体的にどのように用いられているかを明らかにする。

1-1. 人道的介入の歴史と背景

1990年代以降、冷戦の終了に伴い、内戦や民族紛争が世界各地で頻発した。しかし同時に、これまでアメリカとソ連をはじめとする東西陣営の対立が原因で実質的に機能を失っていた国連の安全保障理事会が機能するようになり、紛争地域における非人道的事態を収拾するための安保理決議が採択されるようになる。かくして国際社会による紛争地域への「合法的な」介入が可能となることで、人道的介入の事例が増加した。

1999年、ユーゴスラヴィア連邦共和国のコソヴォ自治州における迫害に対する国際社会の対応をめぐって、人道的介入の議論は転機を迎える。コソヴォでは、一方的な加害者と被害者が存在せず、事態は複雑であったため、安保理においても武力行使を認める決議は採択されなかった。しかし、NATO（北大西洋条約機構）は国連安保理による武力行使の認可を待たずして、自主的な判断でコソヴォを空爆するに至った。安保理による認可がないままなされたこの空爆は違法な武力行使と非難されたが、早急に行動したことが正しかったと判断した人々により「違法だが正当」な介入と評価されたのである¹²⁾。この一件により、これまで法的な議論が主流であった人道的介入が、倫理的な側面からの検証を必要としていることが明

らかとなった。

2001年、カナダ政府主導の「介入と国家主権に関する国際委員会 (ICISS: International Commission on Intervention and State Sovereignty)」は、人道的介入における指針を提供すべく、「保護する責任 (Responsibility to Protect)」報告書を作成した。「保護する責任」の原則は、2005年の国連首脳会合成果文書において認められ、2006年4月の国連安保理決議1674号において再確認された¹³⁾。以後、「保護する責任」原則は国連の人道活動の指針となる。

2011年、リビアにおける反体制派に対してリビア政府軍が空爆を行い、リビアは内戦に突入した。リビアの不安定な情勢に対し、安保理決議1973では文民を「保護する責任」が果たされる必要があることが主張され、国際社会による武力行使が容認された。本決議に続くリビアへの介入は、「保護する責任」原則に基づく初の武力行使の事例となった。かくして、冷戦の終結以降、世界各地で発生する非人道的状況には、国家のみならず国際社会も対応しなくてはならないという合意が形成されてきたのである。

1-2. 人道的介入の法的・倫理的議論

人道的介入をめぐる議論は、法的側面からなされるものが主流である。第二次世界大戦後、国連の創設および国連憲章の制定により、武力行使の可能性が大幅に制限されることとなった。武力行使は、国連憲章第七章の下での強制措置、あるいは51条で述べられる自衛権行使として認められていないものは、国連憲章二条四項における武力不行使原則に違反するものであるという解釈が現代国際法の通説である¹⁴⁾。そのため、ある国における残虐な行為が、国連憲章第七章における「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」を形成すると安保理決議によって認められた上で、武力行使が容認されて初めて、合法的な武力介入が可能となるのである。

一方、近年は人道的介入の倫理をめぐる議論が活発である。スタンリー・ホフマンは、「*jus ad interventionem* (介入の正義)」として、介入が正当化される二つの基準を提示した。第一に、ある

国の状態や行動が、他の国々および人々に対し深刻な脅威をもたらす、あるいは大規模の深刻な人権侵害をもたらす場合は、集団的な介入が正当化されると彼は述べる。第二に、ある国家が、たとえ国内であれ、基本的人権に脅威をもたらしており、外部からの干渉無くしてはその国の人々の権利が保護されない場合、主権を乗り越えることが許されると彼は主張する¹⁵⁾。ホフマンの議論は、人道的介入の倫理的議論の典型的な例である。権利の侵害に言及することで正しい武力介入の特徴を明らかにしようとするというのが、人道的介入の倫理的議論の特徴である。一方で、人道的介入の倫理に関する議論の多くは正戦論に依拠しているとも考えられている¹⁶⁾。次節で正戦論の基本的知識を概観した後、再び人道的介入と正戦論の議論に立ち戻りたい。

1-3. 正戦論とは

正戦論とは、正しい戦争とはどのようなものかを判別する理論である。正戦論は、古代ローマ時代にアウグスティヌスによりキリスト教の教義に基づいて体系化され、十七世紀にグロティウスにより、自然法を基盤とした世俗的な理論となる。十九世紀、国家が互いに武力で牽制しあう勢力均衡下のヨーロッパでは、軍事的リアリズムが主流となり、正しい戦争という思考は重視されなかった。しかしその後、1899年に採択されたハーグ陸戦条約をはじめとする戦争慣例の基盤として正戦論は再び受容されていき、現代に至る。

正戦論は、「*jus ad bellum* (戦争への正義)」と「*jus in bello* (戦争における正義)」という二つの枠組みに大別される。*Jus ad bellum* は、戦争それ自体の正しさを評価するための枠組みである。ここでは、戦争の「正しい理由」と「正しい意図」、戦争を行うことのできる「正当な権威」、戦争の「最終手段」性、「成功の合理的な見込み」の有無、戦争という手段と「結果の比例性」の六つの原則が議論される。*Jus in bello* は、戦時中に用いられる手段を取り扱う枠組みであり、戦争における「戦闘員/非戦闘員の区別」、そして戦時中の「手段の比例性」の二点の原則を含む。

今日の正戦論では、これらの二つの枠組みに

「*jus post bellum* (戦後の正義)」を加える必要性が考察されている。*Jus post bellum* は、戦争の終結後に守られるべき原則を規定した枠組みである。*Jus post bellum* を構成する原則については未だ議論が一致しないものの、その中でブライアン・オレンドの提案した以下の七原則が支持を集めている。すなわち、和平調停の内容の「比例性と公開」、戦争の被害者の「権利擁護」、リーダーと兵士と民間人の「区別」、敗戦国の指導者を対象とした「第一の懲罰」、戦争犯罪を犯した兵士を対象とした「第二の懲罰」、戦後の「補償」と「復興」の七点である¹⁷⁾。

Jus ad bellum と *jus in bello* の枠組みは伝統的に区別して論じられてきたが、近年では修正主義の観点から両者を連続したものと捉えることが試みられている。二つの枠組みを区別する伝統主義者の考え方は国際法と親和的であり、*jus ad bellum* における不正な戦争を戦っている兵士に対しても *jus in bello* のルールを守って対峙しなくてはならないと考える。しかし修正主義者は、*jus ad bellum* に違反した戦争を戦う兵士は不正な兵士であるため、こちらから不正な攻撃をしても構わないと考える¹⁸⁾。修正主義者は *jus ad bellum* と *jus in bello* の境界線を曖昧にすることで、今日の「対テロ戦争」などの、国際法において正当化が難しい武力行使の倫理を説明しようとする。

1-4. 人道的介入と正戦論

人道的介入と正戦論を関連させて議論する場合、正戦論を基盤とした人道的介入論を構築する方法が一般的に用いられる。正戦論に基づいた人道的介入論の中で最も認知されているのは「保護する責任」の原則であろう。「保護する責任」原則は、国家には自らの国民を非人道的状況から保護する責任があると説き、人道的緊急事態にある国家の政府が、それを引き起こしている主体であるか、解決する意志あるいは能力がない場合、個人を保護する責任は国際社会に移ると述べる。同報告書では、国際社会による非人道的事態の対処について、「予防する責任」、「対応する責任」、「再建する責任」の三段階に分けて論じられる。「保護する責任」報告書では正戦論への直接的な言及はな

いものの、「対応する責任」における正当な軍事介入の基準として *jus ad bellum* の原則がそのまま採用されていること、またその補足資料で正戦論と人道的介入の関連性が指摘されていることから、同報告書の作成段階で正戦論が意識されていることは明らかである¹⁹⁾。

サイモン・ケイニーも同様に、正戦論を用いて人道的介入の基準を打ち立てる。ケイニーは、人道的介入が正当であるためには次の五つの条件が満たされる必要があると考える。一点目は、介入が人権を侵害している政治体制に対するものであることである(「正しい理由」)。二点目は、人道的介入のコストが、介入の理由となった国内の不正の度合いと不釣り合いでないことである(「結果の比例性」)。三点目は、人道的介入を行うことが最も害の少ない手段となっていることであり、四点目は、人権侵害防止などの目標を達成する「合理的な見込み」があることである。五点目は、介入が「正当な権威」によってなされることであり、ケイニーは「不偏的でトランスナショナルな政治的権威」がこれに値するという²⁰⁾。

正戦論が戦争の倫理的な「基準」である一方、人道的介入は現実の武力行使の「実践」であるため、正戦論の基準から人道的介入論を導く例が多いのは驚くべきことではない。しかし、ウォルツァーは正戦論に「*jus ad vim* (武力への正義)」という新たな枠組みを提案し、人道的介入の必要性が説かれている情勢に合わせて正戦論という基準を改造することを試みているのである。従来の議論では正戦論から人道的介入へのアプローチという形が取られていたが、ウォルツァーはそのベクトルを逆に向けるのである。次章では、*jus ad vim* がどのような枠組みであるかを明らかにしていく。

2. *jus ad vim* について

ウォルツァーが *jus ad vim* という新たな枠組みを提案したのは、2006年の『正しい戦争と不正な戦争』の第四版の序文「体制転換と正戦」においてであった。本章では *jus ad vim* の全体像を提示するために、まずウォルツァーの論点を述べ、

その後 jus ad vim をめぐる議論を検証し、その問題点を明らかにする。

2-1. jus ad vim とは

「体制転換と正戦」においてウォルツァーは、ある政府が自国民の大量虐殺に手を染めている場合は、体制転換あるいはその援助がなされなくてはならないと主張し、1990年代の湾岸戦争の後のイラクに対する国際社会の対応を、残虐な体制に対する極めて効果的な対応策として評価する。そこでは「戦争に及ばない措置」による封鎖がなされ、武器禁輸のための経済封鎖、大量破壊兵器の開発阻止のための国連による査察体制、そしてイラクの北部と南部への飛行禁止区域の設置という手段が取られた。ウォルツァーは、これらの対応策が集団的安全保障に基づく国際的なプロジェクトであり、コストが分担されていたならば、2003年にイラク戦争はなされなかったと考える²¹⁾。

「戦争に及ばない措置」が取られる際、戦闘機や軍艦配置等の「戦争に及ばない武力」の予防的行使がなされる。ウォルツァーは人道的介入においてこれらの手段の考慮を可能にするために、正戦論の jus ad bellum を jus ad vim に拡張し、「戦争に及ばない武力」を正戦論の議論に組み込む必要があると述べるに至った²²⁾。

ウォルツァーが jus ad vim に寄せる期待は、大きく三つの要素に分けることができる。第一に、「戦争に及ばない措置」である経済封鎖、査察体制、飛行禁止区域の設定において用いられる「戦争に及ばない武力」の正しさを議論するため、正戦論における議論の対象を、戦争から武力行使全般へと広げることである。第二に、「間接的な形で体制転換の正当化」である。こうした予防的武力行使は、あくまで「残虐な」体制を封じ込めるという間接的なものであり、新体制の設立は現地の人々と人権 NGO によって行われることになるため、内政不干涉原則には抵触しないと彼は考える。第三に、「多国間による協働」である。経済制裁や武器の禁輸を含む封鎖は、集団的安全保障のもとに最大限に効果を発揮すると彼は述べる。封鎖の代替策として戦争に向かうことを防ぐため

にも、一部の国に封鎖のコストを過剰に背負わせてはならないとウォルツァーは考える。

ウォルツァーは、jus ad vim が、武力介入などの、従来の正戦論より広い意味での武力行使を扱う寛大な枠組みであるため、この枠組みを論ずる上での「当面の問題は、寛大さが体制転換や民主化にまで至るものであるかどうか」であると指摘している²³⁾。つまり上記の三点のうち、体制転換を考察した二番目の要素に特に議論の余地があると彼は考えていると思われる。「体制転換と正戦」以降、ウォルツァーは jus ad vim に言及していないため、これ以上の手がかりはないという大きな問題が残されている。

2-2. jus ad vim をめぐる議論

これまで jus ad vim はウォルツァー以外の研究者の手によってどのように解釈されてきたのだろうか。Jus ad vim に最も期待されているのは、今日の武力行使の主な手段の一つとなっている、ドローンを用いた爆撃の正当化である。アメリカは9.11テロ後の「対テロ戦争」の一環として、アフガニスタン戦争とイラク戦争において、地上軍を支援する形でドローンによる武力行使を用いてきた一方で、アメリカと明確な戦争状態にないパキスタンやイエメン、ソマリアに対してもドローン爆撃を行ってきた。後者のような、必ずしも戦争状態にない国家間におけるドローン爆撃は戦争行為とも法的処置とも捉えがたく、正当化することが難しいと考えられている。しかし、jus ad vim に基づいて「戦争に及ばない武力」を取り扱う法的枠組みを構築すれば、このようなドローン爆撃を正当化することができると考えられているのである²⁴⁾。こうした小規模な武力行使の法的・倫理的枠組みの構築により、アメリカの「対テロ戦争」が不安定な正当化理由の元に遂行されていたという問題が解決される可能性が示唆されている²⁵⁾。

一方で、ブルステッターとブラウンは、ドローンの使用の正当化からさらに踏み込み、jus ad bellum の基準から jus ad vim を体系的に検証することで、今日の戦争の議論における jus ad vim の妥当性について考察している。彼らによると、

jus ad vim の枠組みには、「正しい理由」、「正しい意図」、「正当な権威」、「結果の比例性」、「成功の合理的な見込み」の原則が必要であるが、jus ad vim における小規模の武力行使により引き起こされる危害は、これまでの戦争と違って小規模で予測可能であるため、「最終手段」の原則は不要であるという。しかし、小規模な武力が破滅的な戦争に発展することを防ぐため、「エスカレーションの見込み」という新たな原則が必要だと彼らは考える²⁶⁾。

このようにしてブルンステッターとブラウンは、jus ad bellum の原則を用いて jus ad vim の枠組みを構築する。しかし彼らも、ドローン爆撃の正当化根拠として jus ad vim を考察する研究と同様に、「戦争に及ばない武力」という武力行使の手段に関する側面にしか着目していない。さらに彼らは、jus ad vim における武力行使の「正しい理由」を自衛に限定しており、ウォルツァーが最も重視していた「人道的介入と体制転換」の議論を保留している²⁷⁾。したがって、彼らの jus ad vim の解釈では、ウォルツァーのリビア介入への政治的な反対意見を説明することはできない。

Jus ad vim を提案しつつも、その枠組みに合致する武力行使だと考えられるリビア介入にウォルツァーが反論した理由は、未だに解明されていない。ウォルツァーのリビア介入への反対意見と jus ad vim の関係を明らかにするには、ウォルツァーの介入論における jus ad vim 論の位置付けを明らかにする必要があると考えられる。次章では、彼が jus ad vim 論に含意した思想を明確にすることを通じて、彼のリビア介入に対する意見の根拠を探る。

3. ウォルツァーの思想と介入論

本章では、リビア介入に対するウォルツァーの反対意見と彼の jus ad vim 論との関係を示す。まず、介入論の土台となっているウォルツァーの政治思想と正戦論を概観する。その後、彼の介入論の変遷を辿り、その主張に潜む一貫性を明らかにする。さらに、jus ad vim が彼の介入論の一部であることを示した上で、その根底にある思想を明

らかにし、リビア介入に対するウォルツァーの反対意見と jus ad vim に一貫性があることを証明する。

3-1. ウォルツァーの政治思想的位置付け

ウォルツァーは、「あらゆる道徳的物質的世界の全域で受け入れられるような単一セットの第一義的、あるいは基礎的な財などというものは存在しないと主張する²⁸⁾。財とその意味は社会的に構築され、さらには財の社会的な意味も時を経て変化するものであり、社会ごとに、さらには社会内部でも異なっていることがあると彼は述べる²⁹⁾。そのため、すべての財や社会を貫く一連の基準を用いた単一の分配原理は誤った理論であるとウォルツァーは考える³⁰⁾。

ウォルツァーは、共同体の文化や歴史といった社会的文脈の価値を主張する傍らで、すべての共同体に共通の道徳があることも認める。彼は、記憶や理解は人類という枠組みではなく社会の内部で共有されるものであるためにどの社会も個別的である³¹⁾と考える一方で、「異なる言葉遣いで表現され、異なる歴史や異なる世界像を反映するとしても、似かよったものである」ミニマルな道徳もあるという³²⁾。彼によると、それは各共同体における個別の道徳（マキシマルな道徳）の反復から生まれた、「生命」や「自由」を擁護する道徳である。ミニマルな道徳は、軍事介入を道徳的に正当化しようとするときに役割を果たすとウォルツァーは考える³³⁾。

ウォルツァーは、共同体の社会的文脈の重要性を強調しつつも、生命や自由の価値に関する認識が世界大で共通点を持つと考えるなど、共同体を超えた普遍的人権を認める側面も持つ。コミュニタリアンの観点からリベラリズムを語るウォルツァーのこうした立場は、「コミュニタリアン・リベラル」と評価されている³⁴⁾。

3-2. ウォルツァーの正戦論

ウォルツァーの政治思想の全体像を把握したところで、次にウォルツァーの正戦論を概観していく。ウォルツァーの1977年の著作『正しい戦争と不正な戦争』は下火になっていた正戦論の議論

を再燃させ、今日では同著は正戦論の古典となっている。本節では、ウォルツァーの正戦論において特に論争を生んできた要素を挙げ、その特徴を検討していく。

ウォルツァー正戦論の第一の特徴として、「宥和」の否定が挙げられる。共同体が侵略の脅威にさらされている際には抵抗しなくてはならないと彼は考える。ウォルツァーは、「侵略者に屈することが戦争を避ける唯一の道であると示唆する」ものとして宥和論を取り上げる³⁵⁾。そして彼は、宥和は道徳的に愚かなものではないと述べつつも、宥和することによって共同体という極めて重要な価値を持つものが失われてしまうと主張する。ウォルツァーによると「権利の擁護は、戦うための理由」であり、そしてそれは「唯一の理由」なのである³⁶⁾。彼は、戦争の被害を減らすという功利主義的計算のもとに宥和することを、共同体の価値の重要性を論拠として批判するのである。

第二の特徴は「最高度緊急事態」論である。「最高度緊急事態」とは、1939年にチャーチルが、イギリスがナチスの脅威に対抗することを正当化するためにレトリックとして用いた言葉である。ウォルツァーは、致命的な災厄がもたらされる可能性のある敗北に政治共同体が直面する場合、すなわち共同体が「最高度緊急事態」の下にある場合は、戦争慣例を守る義務はなくなり、たとえ敵国の民間人に危害を加えてしまうことになっても、あらゆる手段を用いて自らの共同体を防衛することに努めなくてはならないと考える。共同体に対する脅威と人命との功利計算であるこの理論は、勝利の時期を操作するためや、自らの勝利を確実にするために用いられてはならず、共同体の存亡に関わる極限状況でのみ考慮することができると彼はいう³⁷⁾。「最高度緊急事態」に直面した社会では、共同体の存続の権利が個人の権利に優先するとウォルツァーは考えるのである³⁸⁾。

以上の二点を踏まえると、ウォルツァーの正戦論は、武力の行使が可能である場合を共同体の権利の防衛に限定していると考えられる。「宥和」の否定や、「最高度緊急事態」の擁護は、ウォルツァーの正戦論に、コミュニタリアン的な政治思想の特徴が色濃く反映されていることの証拠であ

るといえるだろう。このようにウォルツァーは、概してコミュニタリアン的な見地から、人々が自らの共同体を守るための戦争を肯定する一方で、他の共同体に属する人々を救助する目的を持った武力行使である人道的介入をも奨励している。本章の後半では、人道的介入に関するウォルツァーの思想をたどり、彼の政治思想と併せて考察することで、ウォルツァーの介入論の全体像を把握することを試みる。

3-3. ウォルツァーの介入論

(i) 介入論の変遷

ウォルツァーが最初に人道的介入の考察を行なったのは、1977年の著作『正しい戦争と不正な戦争』においてであった。同著でウォルツァーは、人道的介入はジェノサイドなどの「人類の良心に衝撃を与える」行為が存在する場合のみ認められるものの、純粋に人道的動機のみの下に行われた介入はこれまで存在せず、人道的動機が複数ある介入の動機の一つでしかない介入しか発見できなかったという³⁹⁾。彼は、動機が純粋に人道的でなく混合的であっても、人道的介入が必要とされる状況があるならば行動がなされるべきであると考え。しかし、人道的介入は制約に縛られた例外的な行動でなくてはならないと彼は主張する⁴⁰⁾。人道的介入を語り始めた当初のウォルツァーは、正当な介入の条件を厳しく設定していた。

次に、ウォルツァーの介入論に発展が見えた1994年の論文「救命のポリティクス」をみていく。ここでウォルツァーは、人道的介入を必要とするような状況がその地域の慣行や文化、社会構造にあるような場合は「常駐の介入」が必要であり、介入軍が一時的に現地人に代わって安定的な政治の創設を目指すある種の「信託統治 (trusteeship)」⁴¹⁾と、少数派や被害者の権利を防衛するための「保護領化 (protectorate)」に類するものが必要であると説く⁴²⁾。これらのかつての帝国主義的手段は、推薦しがたいが人道的介入の手段として再考に値するものだとウォルツァーは考える。彼はこの時点で、非介入の原則を尊重する姿勢は保ちつつも⁴³⁾、人道的介入における体制転換を肯

定する態度を見せはじめた。

2002年の論文「正戦論の勝利（およびその成功の危険性）」において彼は、1990年代の湾岸戦争とルワンダへの介入を事例として取り上げ、人道的介入後の問題の再発を防ぐためには「終結時の正義（justice-in-endings）」の理論が必要であることを論じる。「終結時の正義」は、介入を行う諸国に「占領の正当性、体制転換、保護領についての説明」を要求し、諸国の責任を明らかにするものであるとウォルツァーは主張する⁴⁴⁾。

2004年に出版された『戦争を論ずる』でウォルツァーは、自らが「軍事介入を求める気持ちを強めるようになった」と自覚していることを明言した⁴⁵⁾。彼は介入後の政策としての国家建設の必要性を述べ⁴⁶⁾、そのために正戦論に *jus post bellum* を導入する必要があると主張する⁴⁷⁾。これまで彼が抱えてきた介入後の正義に関するさまざまな問題意識が、正戦論の言葉を軸にまとまりを見せた。

そして2006年、彼は『正しい戦争と不正な戦争』の第四版序文「体制転換と正戦」において、「戦争に及ばない武力」の行使の基準となる枠組みである *jus ad vim* を提案した。第二章において述べた通り、これは体制転換を想定した人道的介入の遂行のための枠組みである。以上、ウォルツァーの介入論に関する文献を時系列順に追うと、ウォルツァーが人道的介入に次第に肯定的になり、さらにそれに伴い介入後の秩序の回復に対する問題意識を強めていることがわかる。中でも、体制転換の必要性を正当化する意見を時とともに強めていることは重要な変化だと考えられる。

(ii) 介入論の一貫性

ここまで、ウォルツァーが内戦や民族紛争が増えている国際情勢に合わせて自らの介入に対する意見を変化させていることを明らかにした。本節では、再度ウォルツァーの介入論を辿り、彼の主張に潜む一貫した要素を明らかにしていく。

ウォルツァーは1977年の著作『正しい戦争と不正な戦争』においては、前述の通り、正しい戦争とは自らの共同体を守るための、すなわち自衛のための戦争であると述べる。さらに彼は、「宥

和」の否定と「最高度緊急事態」論の擁護を通じて、共同体が存亡の危機にある場合には、共同体の存続が個人の権利に優先されうることを説く。同著におけるウォルツァーの議論の軸は、「自らの共同体を守るための戦争」にあるといえる。

しかし、同著でウォルツァーは、人道的介入を議論する際に、わずかながら他の共同体の権利について語る。すなわち彼は、大量虐殺に手を染めている政府に支配されている人民は、「内政上の自決という通常のプロセスに加わる権利を失」っているため、そうした状況を強いている政府は、介入によって軍事的に打倒されなくてはならないというのである⁴⁸⁾。ウォルツァーは、同著のほとんどを国家間の戦争、つまり侵略と自衛の議論に割いているものの、共同体における自決の権利を奪われている人民は、他の共同体の人民であっても保護の対象だとみなされると考えている。

1994年の「救命のポリテイクス」でウォルツァーはより人道的介入を容認するようになった。そこで彼は、専制やイデオロギー的熱狂、民族憎悪の犠牲者は「自らで何を決定しているわけでもない、緊急に外国からの助けを必要としている人々である」と述べ⁴⁹⁾、非人道的状況にある人々が自決の権利を奪われていることを介入がなされるべき理由として挙げている。

ウォルツァーは、正当な武力の行使を議論するにおいて、当初は一国による自国民の権利の防衛に焦点を置いていた。しかし次第にその射程を広げ、自決の権利が奪われているあらゆる人民の権利を防衛するための国際社会による武力の行使を認めるようになった。すなわちウォルツァーは、共同体および人民の自決の権利を防衛するためならば武力の行使は正当化可能であると考えており、その姿勢を一貫して保っているのである。

また人道的介入を行う主体に関するウォルツァーの意見にも一貫性が見出される。1987年の著作『解釈としての社会批判』は、政治や生活様式と社会批判に関する著作であり、戦争そのものを論じたものではない。しかし彼は、同著の日本語版序文において、専制政治や残虐行為に対する批判について、特定の社会に「生じた不正義を攻撃しようとする批判、それを日々続ける作業は、

当該社会の歴史が培ってきた理解力と価値観にてらして進められる場合に、もっとも有効な批判となる」と述べている⁵⁰⁾。

社会批判は当該社会によってなされるのがよいというウォルツァーのこの考えは、1994年の「救命のポリティクス」で人道的介入の議論と合流する。この論文で彼は、人道的介入は近隣諸国が行うのが最善であると主張する。その理由として、非人道的事態が発生している国の近隣諸国は、現地の文化を遠くの諸国よりも理解しているであろうこと、そして地理的に近くて強力な勢力による介入は非人道的事態を阻止できる見込みが大きいことを挙げる⁵¹⁾。ウォルツァーは、近隣諸国による介入には自国を政治的・経済的に拡張しようという企みがある可能性を憂慮しつつも、大量虐殺などの残虐行為は素早く停止される必要があると考えるため、近隣諸国による単独行動でさえも推奨する。

ウォルツァーは2002年の論文「人道的介入論」でもこの姿勢を維持している。彼は、「過去三〇年の間でもっとも成功した介入の事例は、近隣諸国が行う戦争行為であった⁵²⁾」と述べ、近隣諸国による単独行動主義的介入は迅速な行動を可能にするため、利点が多いと主張する。さらに、介入軍は撤退する前に現地の政治文化に馴染んだ形態の権威を探し出す、あるいは設立することで、「現地での正当性」を持った政府を創設しなくてはならないとウォルツァーは考える⁵³⁾。人権が蹂躪されている個人の生命を保護することは介入軍の領域となるが、現地における政治的営みは現地の人々によって行われなくてはならず、介入軍はそうした営みを一時的な統治によって補助するという役目を持つものの、それを超えて政治的に過剰な介入をしてはならないというのがここでのウォルツァーの見解である。

最後に、ウォルツァーが2011年にリビアへの人道的介入に対して反対意見を表明した記事「連合軍のリビア介入に対する異議」を取り上げる。詳しい内容については後述するが、ウォルツァーはリビアへの介入が誤りであると信じる理由の一つとして、独裁者の打倒や民主政権の設立が、その地域の人民による、地域の文化に根差した作業

でなくてはならないことを挙げる。特に注目すべきは、これらの作業がリビア人とエスニシティや宗教を共有する近隣諸国によってなされるのが好ましいと彼が考えていることである。フランス人やイギリス人、アメリカ人らによってアラブ人やムスリムが殺される事態となっている介入は正当化できるものではないと彼は述べる⁵⁴⁾。

人道的介入は武力の行使を伴う残虐なものであり、政治体制の打倒という根本的な破壊に至る。こうした介入は、文化的な共通点の少ない国々よりも、似た文化を共有している近隣諸国が主体となる方がより良い結末をもたらすとウォルツァーは考えている。さらに、近隣諸国による介入の利点として、地理的にも近接しているために介入を素早く行うことができる点もウォルツァーは指摘している。これらの理由から、ウォルツァーはこれまで一貫して、文化的・地理的に近い国による介入を奨励してきたのである。

3-4. *jus ad vim* の根底にあるもの

前述の通り、*jus ad vim* は人道的介入が必要となっている現代の情勢に応じて既存の正戦論を修正する形でウォルツァーが提案した枠組みである。この枠組みでは間接的な形での体制転換が期待されているが、ウォルツァーが人道的介入における体制転換の必要性を説くのは *jus ad vim* の文脈に限ったことではない。本章で明らかにした通り、ウォルツァーは冷戦終結後の世界における内戦や民族紛争、そしてそれらの原因ともなる政治体制の腐敗による惨事を憂慮して、人道的介入に体制転換が必要であると考えようになり、その結果、*jus ad vim* の枠組みを提案するに至った。*Jus ad vim* はウォルツァーの人道的介入論の一環なのである。ゆえに、*jus ad vim* の枠組みの背景には、ウォルツァーが人道的介入を論ずる上で一貫して保っていた以下の二点の意見があると考えられる。すなわち ① 共同体の存続および人民の自決の権利を防衛することを目的とし、② 文化的・地理的に近い国が介入の主体であるという二点の条件を満たすものが、*jus ad vim* における正しい武力行使だとウォルツァーは考えているといえよう。*Jus ad vim* の根底にはウォルツァーのコミュニタ

リアン思想が流れているのである。

ウォルツァーは、*jus post bellum* は本来、二つの意味で *jus ad bellum* に含まれていたと述べる⁵⁵⁾。第一に、戦争という手段は成功の十分な見込みがなくては考慮されてはならず、その見込みは政治指導者が持つ成功の、すなわち戦後のビジョンによって判断される必要があるためである。第二に、戦争に正しい意図が要求されることは、戦争により成功をもたらすことが可能だけでなく、その成功が道徳的に擁護可能でなくてはならないこと、すなわち結末が正しいものである必要があることを意味するためである。第二次世界大戦後のドイツに対する軍事占領と体制転換が、*jus post bellum* においてそれらの方策を取るべき状況を示す先例だとウォルツァーは述べる。これを踏まえて彼は、人道的介入の *jus post bellum* には、殺人的でない政治体制を創設することが含まれるべきであると主張する⁵⁶⁾。ウォルツァーは、人道的介入に肯定的な姿勢を見せていく過程で、介入後の秩序の構築に重点を置くようになり、*jus post bellum* の必要性を説いた。そして彼は、*jus post bellum* を人道的介入と体制転換という、*jus ad vim* と同様の見地から議論している。ウォルツァーの *jus ad vim* は、*jus post bellum* との連続性を持った枠組みだといえるだろう。ウォルツァー自身が、*jus ad bellum* は本質的に *jus post bellum* を含意するものだと認めており、*jus ad vim* を *jus ad bellum* の拡張系だと捉えていることも、二つの枠組みの連続性を示す根拠として挙げることができるだろう。

3-5. リビア介入とウォルツァー

ここまで、ウォルツァーが *jus ad vim* を提案する上で前提としていた側面を明らかにした。本章の最後に、ウォルツァーがなぜ、*jus ad vim* における武力行使に類似した事態であった 2011 年のリビア介入に反対したのかを探る。

ウォルツァーがリビア介入に対して反対意見を明示したのは、2011 年 3 月 20 日のニュー・リパブリック紙上の記事「連合軍のリビア介入に対する異議」においてであった。そこで彼はリビアへの介入の誤りの多さを指摘し、特に大きな問題と

して三点をあげる⁵⁷⁾。

第一に、介入の目的が全くもって不明確であるとウォルツァーは述べる。ウォルツァーは、介入当初の攻撃の苛烈さから考えて、介入の目的は西洋の軍隊の手でカダフィを打倒することだと推測するが、介入側に地上軍を派遣する意志がみられないため、現実には戦闘が長期化するだけだと述べる。

第二に、初期段階から介入に要求されるべきアラブ圏の支持がなく、リビアの隣国であるチュニジアとエジプトの支持も得られていないことをウォルツァーは取り上げる。武力行使は必ず一般市民の犠牲を伴うと考えられるが、介入によって、アラブ人とムスリムが、フランス人やイギリス人、アメリカ人に殺される事態になることを彼は懸念する。

第三に、ウォルツァーは国連安保理において介入に不支持を示したのがロシアと中国だけでなかったことに着目する。介入に対してアフリカ連合からの支持はなく、アラブ連盟は飛行禁止区域の設置を要請したものの連盟の内部から反対者が出ていた上に、やはり主要なアラブ国家は介入に参加すらしていなかったことをウォルツァーは指摘する⁵⁸⁾。

ウォルツァーがリビア介入に反対する根拠としてあげたこれらの三点は、彼の人道介入論の言葉を用いて、以下のように捉え直すことができるだろう。

まず、介入の目的が不明確であるとは、*jus post bellum* を蔑ろにしているということだと考えられる。ウォルツァーは、人道的介入を行う上で介入後の現地の秩序再構築のことを無視してはならないと考える。彼の考えに基づくと、指導者の戦後のビジョン、すなわち介入の目的が明らかでない武力行使は、成功の見込みが明確でないため、不正な武力行使だと捉えられることになるだろう。

次に、介入にアラブ圏の支持がないことは、介入は文化的・地理的に近い国々により執り行われるべきだというウォルツァーの主張に反する。ウォルツァーは、体制転換は現地に根付いたものでなくてはならず、文化的に共通点の多い主体による介入の方が異なる文化の人々による介入より

も効果的であると考えている。欧米諸国により執り行われるリビア介入を、ウォルツァーが支持するとは考えがたい。

最後に、介入を認可する決議において国連安保理において完全な支持が得られなかったことは、介入が真に国際的な行動でないことを意味する。第二章で述べた通り、ウォルツァーは *jus ad vim* を提案する際、その枠組みに基づく「戦争に及ばない武力」の行使は国際的なものであるのが望ましいと考えていた。アラブ連盟による介入の支援には連盟が十分に機能していないという実態があったこと、またアフリカ連盟に至っては介入への支持すらなかったことは、文化的・地理的に近い国々の確かな支持が得られなかったことをも意味する。こうした介入にウォルツァーが反対するのはもっともであろう。

本章では、ウォルツァーの *jus ad vim* の背景に彼のコミュニタリアン思想があり、またその枠組みに *jus post bellum* との連続性があったことを明らかにした上で、ウォルツァーのリビア介入に対する意見を考察した。ブルンステッターとブラウンのように、*jus ad vim* という正しい武力行使の枠組みを、「戦争に及ばない武力」や「戦争に及ばない措置」といった、戦争における手段的側面のみを取り扱うものだと捉えてしまうと、「飛行禁止区域の設定」「経済封鎖」等の「戦争に及ばない措置」のために、ドローン爆撃をはじめとした「戦争に及ばない武力」が行使されたリビアへの介入にウォルツァーが熱烈に反対していることは矛盾しているように思われる。しかし、本章において明らかにした *jus ad vim* の背景と、リビア介入への三点の反対理由の考察から明らかになった通り、ウォルツァーが *jus ad vim* の枠組みを提案したこと、その枠組みが取り扱う手段の下になされたリビア介入に反対したことは矛盾していないと考えられる。さらにはウォルツァーが、正しく介入するための政治的な条件を満たしていないことを理由に、*jus ad vim* の手段の条件を満たしている介入に反対したことは、彼が人道的介入を論ずる上で手段よりも政治的な側面を重視していることの表れであるといっていよう。ウォルツァーにとってリビア介入における政治的な準

備不足は、同介入で用いられた「戦争に及ばない武力」という手段を議論する以前の問題だったのかもしれない。

ウォルツァーはリビア介入について三点の反対理由を述べた後、リビアの状況は大量虐殺が進行しているというほどのものではないと付け加えた。リビアへの介入において取られている手段は、ルワンダやソマリアで生じた程度の惨劇に対するものであれば認められるという⁵⁹。ウォルツァーがリビア介入に反対する際に、状況が介入を認めるほど程度の甚だしいものではないということを補足的に述べるにとどめ、上記の三点を反対理由の主軸として論じたことから、彼は人道的介入において政治的な手続きに重きを置いていると結論づけることができるだろう。

おわりに

本論文は、ウォルツァーが新たな正戦論の枠組みとして提案した *jus ad vim* について、2011年の国際社会によるリビアへの介入がその枠組みの範疇における武力行使の一例であると評価されているにもかかわらず、ウォルツァー自身が *jus ad vim* に言及することもなく反対したことに対する疑問点から出発した。この疑問を解決するために、まずウォルツァーの人道的介入論をたどり、「介入は共同体および人民の権利の防衛を目的とすべきこと」と「文化的・地理的に近い国が介入すべきこと」という二つの意見を彼が一貫して保っていることを明らかにした。さらに、*jus ad vim* が彼の人道的介入論の一部であることを示すことにより、*jus ad vim* という枠組みの底流に彼自身のコミュニタリアン思想があることを示した。さらには人道的介入と体制転換について語るその枠組みが、彼が *jus post bellum* を語る際と同様の文脈で議論されていることを指摘し、両者に連続性があることを明らかにした。その後、再度リビア介入に対するウォルツァーの批判について考察し、ウォルツァーがリビア介入に関して述べた三点の反対理由は、彼の *jus ad vim* の枠組み、およびその底流にある思想と矛盾していないことを証明した。結果として、人道的介入を論ずる上でウォル

ツァーは「戦争に及ばない武力」といった手段の条件よりも、介入において満たすべき政治的側面を重視していることが明らかになったといえよう。本論文における考察により露わになった *jus ad vim* の問題点を考察し、その将来性を展望することで、本論文の結論としたい。

第二章で述べた通り、ウォルツァーは「戦争に及ばない武力」という手段を正戦論において議論するために、*jus ad bellum* の拡張系として *jus ad vim* を提案するに至った。しかし、*jus ad bellum* は戦争それ自体の正しさを論じる枠組みであり、正戦論において武力行使の際に用いられるべき手段を規定してきたのは *jus in bello* である。武力行使の手段の議論が元来 *jus in bello* の範疇に属することを考慮すると、*jus ad vim* を *jus ad bellum* の拡張系としてのみ議論することは理にかなっていない。

さらに、第三章で議論したように、*jus ad vim* には *jus post bellum* との連続性があると考えられる。「武力行使への正義」の時点で、政治指導者によって「武力行使後の正義」に合うビジョンが語られなくてはならないのである。これらの特徴から、*jus ad vim* は正戦論の全ての枠組みを維持したまま、議論の対象を「戦争」から「武力行使一般」に拡張することを目的として提案されたものだと考えられる。それゆえウォルツァーは、議論の範疇を戦争から武力行使一般に拡張した正戦論として「*jus ad vim* (武力行使への正義)」と「*jus in vi* (武力行使における正義)」、そして「*jus post vim* (武力行使後の正義)」という三つの枠組みを提案すべきであった⁶⁰⁾。

軍事技術の発展に伴い増加しつつある「戦争に及ばない武力」の行使の必要性は、「保護する責任」報告書においても言及されている。報告書には、軍事介入の段階に至る前に、制裁や通商停止の強制、軍隊の予防的展開や飛行禁止区域の設置といった予防的軍事作戦がなされる必要がある旨が記述されている⁶¹⁾。これらの予防的軍事作戦のうち、軍隊の予防的展開以外の三点は、ウォルツァーが *jus ad vim* を議論する際に「戦争に及ばない措置」として挙げたものと同様である。しかし、「保護する責任」報告書においてはこれ以上

予防的軍事作戦の考察はなされていない。

ドワイト・レイモンドは、大規模な残虐行為の予防としての平和的な軍事力行使と、残虐行為への対応としての本格的な軍事介入の間にグレーゾーンがあることを指摘し、「戦争に及ばない武力」の議論が不十分であることを危惧している⁶²⁾。このグレーゾーンは、*jus ad vim* が取り扱う範囲と一致していると考えられる。ウォルツァーは、*jus ad vim* という概念を通じて、人道的介入の平和的予防と本格的な軍事介入との間における「限定的な武力の予防的行使」の正しさを考察するための貴重な土台を提供したといえよう。

注

- 1) “Intervention”の訳語は、国際法の観点からは「干渉」という語を用いるのが適当であるが、今日では多くの学術文献において「人道的介入」という表現が一般的に用いられているため、本論文では人道的介入という訳語を用いる。
- 2) 人道的介入は、物資の支援や停戦合意の取り付けといった平和的な手段を用いるものから、戦闘機や軍隊を送る軍事介入まで、様々な手段を用いた介入の総称であるが、本論文では軍事介入を取り扱うため、以後「人道的介入」という語が用いられる際は軍事介入を意味するものとする。
- 3) 正戦論は時代と論者によって変化し、一定の客観的基準としての役割を果たしていないため「正戦の伝統 (just war tradition)」と表記するのが正しいという意見もあるが、本稿の主題であるウォルツァーは正戦論という表現を用いているため、本稿はそれに従うこととする。
- 4) Michael Walzer (1977). *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*, 4th ed. (2006) (New York: Basic Books), (萩原能久監訳 (2008)『正しい戦争と不正な戦争』風行社), pp. xviii-xv, 邦訳八—一頁。
- 5) UN Document S/RES/1973, March 17, 2011.
- 6) Daniel R. Brunstetter (2015). “The Decision to Use Military Force in Recent Moral Argument,” in James Turner Johnson and Eric D. Patterson (eds.) (2015). *The Ashgate Research Companion to Military Ethics*, (Routledge: London and New York), p. 34.
- 7) Michael Walzer (2011). “The Case against Our Attack on Libya,” *The New Republic*, 20 March, available at: <https://newrepublic.com/article/85509/the-case-against-our-attack-libya>.
- 8) Brian Orend (2000). *Michael Walzer on War and Justice* (Cardiff: University of Wales Press).
- 9) Terry Nardin (2013). “From Right to Intervene to Duty to Protect: Michael Walzer on Humanitarian

- Intervention," *The European Journal of International Law*, vol. 24 no. 1.
- 10) David Miller (2014). "Toleration, Self-Determination, and the State," in Yitzhak Benbaji and Naomi Sussmann (eds.) (2014). *Reading Walzer* (London and New York: Routledge), pp. 23-39.
 - 11) Daniel Brunstetter and Megan Braun (2013). "From Jus ad Bellum to Jus ad Vim: Recalibrating Our Understanding of the Moral Use of Force," *Ethics and International Affairs*, vol. 27 no. 1.
 - 12) 「コソボに関する独立国際委員会」による評価がその一例である。Independent International Commission on Kosovo (2000). *The Kosovo Report: Conflict, International Response, Lessons Learned* (Oxford: Oxford University Press).
 - 13) UN Document S/RES/1674, April 28, 2006.
 - 14) 掛江朋子 (2010) 「武力不行使原則における人道目的の武力行使の位置づけ (一) ——『違法だが正当』という言葉説を手がかりに」『横浜国際経済法学』第一九巻第二号, 六〇頁。
 - 15) Stanley Hoffmann (1996). *The Ethics and Politics of Humanitarian Intervention* (Notre Dame: Notre Dame University Press), p. 23.
 - 16) James Pattison (2011). "The Ethics of Humanitarian Intervention in Libya," *Ethics and International Affairs*, vol. 25 no. 3, p. 271.
 - 17) Brian Orend (2006). *The Morality of War* (Ontario: Broadview Press), pp. 180-181.
 - 18) Ryan Jenkins (2014) "Just War Theory", *1000-Word Philosophy*, available at: <https://1000wordphilosophy.wordpress.com/2014/07/21/just-war-theory/>.
 - 19) 眞島俊造 (2008) 「保護する責任? —— 民間人保護の観点から」『社会と倫理』第二二号, 五九頁。
 - 20) Simon Caney (2005). *Justice Beyond Borders: A Global Political Theory* (Oxford: Oxford University Press), pp. 248-251.
 - 21) Walzer (2006), pp. xiii-xiv, 邦訳八頁。
 - 22) Ibid., p. xv, 邦訳一一頁。
 - 23) Ibid., p. xv, 邦訳一一頁。
 - 24) Christian Enemark (2014). "Drones, Risk, and Perpetual Force," *Ethics and International Affairs*, vol. 28 no. 3, p. 365.
 - 25) Rosa Brooks (2014). "Drones and the International Rule of Law," *Ethics and International Affairs*, vol. 28 no. 1, pp. 98-99.
 - 26) Brunstetter and Braun (2013).
 - 27) Ibid., p. 100.
 - 28) Michael Walzer (1983). *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality* (New York: Basic Books). (山口晃訳 (1999) 『正義の領分 —— 多元性と平等の擁護』而立書房), p. 8, 邦訳二六頁。
 - 29) Ibid., p. 9, 邦訳二八, 二九頁。
 - 30) Ibid., p. 10, 邦訳二九, 三〇頁。
 - 31) Michael Walzer (1994). *Thick and Thin: Moral Argument at Home and Abroad* (Notre Dame: University of Notre Dame Press), (芦川晋, 大川正彦訳 (2004) 『道徳の厚みと広がり —— われわれはどこまで他者の声を聴き取ることができるか』風行社), p. 8, 邦訳二九, 三〇頁。
 - 32) Ibid., p. 17, 邦訳四三頁。
 - 33) Ibid., p. 16, 邦訳四一頁。
 - 34) 菊池理夫「現代コミュニタリアニズムの諸相 —— 最近の動向を踏まえて」菊池理夫, 小林正弥編『コミュニタリアニズムの世界』勁草書房, 一四三頁。
 - 35) Walzer (1977), pp. 67-68, 邦訳一六〇頁。
 - 36) Ibid., p. 72, 邦訳一六八頁。
 - 37) Ibid., p. 268, 邦訳四八九頁。
 - 38) Ibid., p. 259, 邦訳四七四頁。
 - 39) Ibid., pp. 101-102, 邦訳二一八頁。
 - 40) Ibid., p. 108, 邦訳二二九頁。
 - 41) Michael Walzer (2004). *Arguing about War* (New Haven and London: Yale University Press). (駒村圭吾, 鈴木正彦, 松元雅和訳 (2008) 『戦争を論ずる —— 正戦のモラル・リアリティ』風行社), p. 76, 邦訳一一五頁。
 - 42) Ibid., 邦訳一一六頁。
 - 43) Ibid., p. 81, 邦訳一二一頁。
 - 44) Ibid., pp. 21-22, 邦訳三八頁。
 - 45) Ibid., pp. xii-xiii, 邦訳六頁。
 - 46) Ibid.
 - 47) Ibid., 邦訳七頁。
 - 48) Walzer (1977), p. 106, 邦訳二二五, 二二六頁。
 - 49) Walzer (2004), p. 81, 邦訳一二一, 一二二頁。
 - 50) マイケル・ウォルツァー (大川正彦, 川本隆史訳) (1996) 『解釈としての社会批判』風行社, 一〇頁。
 - 51) Ibid., pp. 69-70, 邦訳一〇六頁。
 - 52) Walzer (2007). *Thinking Politically: Essays in Political Theory* (New Haven: Yale University Press), (斎藤純一, 萩原能久監訳 (2012) 『政治的に考える —— マイケル・ウォルツァー論集』風行社), p. 240, 邦訳四二三, 四二四頁。
 - 53) Ibid., pp. 247-248, 邦訳四三五頁。
 - 54) Walzer (2011).
 - 55) ゲイリー・バースも類似した議論をしている。大量虐殺の停止あるいは侵略の阻止であれ, ある戦争を正当化するために戦争の目的を宣言することは, 交戦国に望ましい結果をもたらす義務を課すため, jus post bellum は jus ad bellum と結びついているとバースはいう。戦争の目的が大量虐殺を行う政権の打倒である場合, 戦後に武器も人々の不満も取り除かず, 人々の安全保障もせずに撤退するという戦後の行動は, 戦争への正義を放棄したことになる。彼は述べる。Gary J. Bass (2004). "Jus Post Bellum," *Philosophy and Public Affairs*, vol. 32 no. 4, p. 386.
 - 56) Michael Walzer (2012). "The Aftermath of War: Reflections on Jus Post Bellum," in Eric Patterson (ed.) (2012). *Ethics Beyond War's End* (Washington: Georgetown University Press), p. 38.

- 57) Walzer (2011).
 58) Ibid.
 59) Ibid.
 60) Jus ad vim を jus ad vim, jus in vi, jus post vim に分割して議論することの必要性にはブルンステッターも言及している。Daniel Brunstetter (2016). "Jus ad Vim : A Rejoinder to Helen Frowe," *Ethics and International Affairs*, vol. 30 no. 1, p. 135.
 61) International Commission on Intervention and State Sovereignty (2001). *The Responsibility to Protect* (Ottawa : IDRC), p. 58.
 62) Dwight Raymond (2016). "Military Means of Preventing Mass Atrocities," in Sheri P. Rosenberg, Tibi Galis, and Alex Zucker (eds.) *Reconstructing Atrocity Prevention* (New York : Cambridge University Press). pp. 295-296.

The Political Aspect of *jus ad vim* — Consistency in Michael Walzer's Theory of Intervention —

Riki YAMOCHI

Graduate School of Human and Environmental Studies,
 Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary In 2006, Michael Walzer suggested a new framework of Just War Theory called *jus ad vim* in order to enable the argument of force-short-of-war. The 2011 Libya Intervention is considered to be a case of *jus ad vim*. However, Walzer opposed the intervention without reference to *jus ad vim*. The aim of this paper is to clarify the reason for Walzer's contradictory attitude toward the Libya Intervention by tracing his theory of intervention.

After a surge of humanitarian crises in the 1990s, Walzer became more affirmative to humanitarian intervention than before. Yet, throughout his works on intervention, he has kept unchanged his political opinions on the purpose and actors of intervention. These political opinions were the basis of his opposition toward the Libya Intervention. Since *jus ad vim* is part of his theory of intervention, it is clear that his political opinions about intervention are the underlying basis of *jus ad vim*. Therefore, his critical attitude toward the Libya Intervention was reasonable.